

# サギヌマスイミングクラブ驚沼会員規約 重要事項ですので必ずお読みください。

## 第1条 名称

本クラブはサギヌマスイミングクラブ驚沼といいます。

## 第2条 目的

本クラブは、水泳に対する正しい理解と関心を深め、心身の健全な育成と社会体育の一環としてスポーツの振興を図り高揚することを目的とします。

## 第3条 会員資格

①本クラブに入会できる方は、各コースに定められた資格に該当し、本クラブの趣旨に賛同し、所定の申込み手続を経てクラブが入会を承認した方で、次条に定める欠格事項に該当しない方とします。

なお、会員資格を他に譲渡することはできません。

②クラブが提供するレッスンプログラムをご利用いただける方は原則として会員資格を有するご本人に限ります（親子水泳など二人以上を対象とするプログラムはこの限りではありません）。

③会員ご本人が未成年者である場合、会員資格を得ていただくには、親権者（以下、保護者といいます）の方の同意を必要とします。

④会員資格は、会員の方又は保護者によって退会しようとする月の前月21日から当月20日までに所定の退会届が提出され、クラブがそれを受理したときは、当月末日の経過をもって消滅します。

## 第4条 欠格事項

会員資格について以下の項目に該当する場合、クラブはその方への会員資格の付与を拒否したり、会員資格を取得された後であっても資格を喪失することがあります（このような場合それまで払われた入会金・月会費等の返還は一切行われません。）

- ①クラブの秩序や風紀を乱した方、又はその恐れがある方。
- ②当クラブ或いは当クラブの会員の名誉を著しく傷つけた場合。
- ③他の会員の方やスタッフに著しい迷惑をかけた方、又はその恐れのある方。
- ④当クラブの施設・設備等を故意に損壊した方。
- ⑤刺青等のある方。
- ⑥医師から水泳（運動）等を禁止または制限されている方。
- ⑦止息性疾患、心臓疾患、脳疾患、極度の貧血や高血圧、など水泳を行うことで身体・生命に影響がある疾病や傷害をお持ちの方、又はその恐れのある方。
- ⑧伝染性疾患など他の会員の健康に害を及ぼす危険のある疾病に罹っている方で治癒見込のない方。
- ⑨薬物（覚せい剤・LSD・大麻など）・劇物（シンナーなど）を摂取・吸引されている方。
- ⑩アルコール依存症の方。
- ⑪所定の会費の納入が4ヶ月以上連続して滞った方（会員資格を失った後も、滞納相当額の支払義務は当然に存続します）。
- ⑫その他、クラブ側が安全にかつ十分なサービスの提供が難しいと判断された方。

## 第5条 入館をお断りする場合

会員資格を有する方であっても、以下の項目に該当する場合、当クラブへの入館又はサービスの提供をお受けいただくことはできません。（このような場合も入会金・月会費等の返還や免除は一切行われません。）

- ①医師によって運動を一定期間禁じられている方。
- ②泥酔状態の方。又は飲酒後間もない方（酒量にもよりますが、12時間以上経過していることが望ましいです）。
- ③伝染性疾患（インフルエンザ・とびひ・水イボなど）やアタマジラミなど他の会員に害を及ぼす危険のある疾病に罹っている方。
- ④伝染性疾患が流行している地域への渡航後、その疾病の潜伏期間を過ぎていない方。
- ⑤著しく体調が優れない方、又はそのように見受けられる方。
- ⑥著しく精神状態の不安定な方、又はそのように見受けられる方。

## 第6条 会費

- ①会費は毎月会員の方が指定する銀行（郵便局）口座より毎月12日を原則に口座自動振替にてお支払いいただきます。
- ②会費の負担者は会員の方本人を原則としますが、会員が未成年である場合は保護者（親権者）となります。
- ③口座残高不足等で振替が実行できなかった場合、翌月に2か月分の振替を行います。
- ④会員が休会を希望した場合、休会をする前月の20日までに書面による届出がなされていた場合、会費が定額となります。

## 第7条 免責事項

- ①クラブ内における貴重品などの紛失、盗難などに関しましては一切の責任を負いかねますので、貴重品などはなるべくお持ちにならないようにしてください。やむを得ずお持ちになった場合はロッカーではなく、受付に預けてください。
- ②駐車場により発生した盗難・傷害・その他事故に関して、本クラブは一切その責任を負いません。
- ③会員がクラブスタッフの指示や各規定に従わない場合（合宿・試合等を含む）において発生した事故（傷害・盗難など）に関して、本クラブは一切の責任を負いません。

## 第8条 個人情報

当クラブでは、収集した個人情報を、お客様に当クラブの各種サービスや情報のお知らせ・連絡および各種サービスを提供・開発する目的の範囲内でのみ利用させていただきます。この目的の範囲を超えて個人情報を利用する必要が生じた場合には、当クラブは、利用に先立って新たな目的をご連絡致します。お客様が新たな目的での個人情報の利用を拒否された場合には、当クラブは、新たな目的のためにはお客様の個人情報を利用しません。また今後、個人情報に関する方針を全部または一部を改訂することがあります。変更がある場合にはお知らせします。

当クラブは、ご本人または保護者の同意がある場合を除き、原則として個人情報を第三者に提供することはありません。ただし、あらかじめ当クラブとの間で秘密保持契約を締結している業務委託先・グループ会社に必要な範囲において開示する場合、法令に基づき当クラブが開示を求められた場合、司法又は行政機関から開示を求められた場合は、この限りではありません。また、個人情報は個人名を特定できないよう統計的に処理した上で、データとして第三者に提供することがあります。

お客様が提供された個人情報の確認・修正・削除をご希望される場合には、合理的な範囲内で速やかに対応いたします。

なお、メンバー皆様の表彰・発表等にあたり、氏名等をクラブでの掲示や配布物およびホームページに掲載させていただくことがあります。

## 第9条 その他

- ①会員はクラブの許可なくクラブ内及び敷地内で商業行為、政治的活動、宗教的活動、又はこれに類する行為を行うことはできません。
- ②会員が場内（合宿・試合等を含む）において練習中・競技中に身体上の傷害を受けたときは、その会員が故意又は重大な過失をもってご自身に傷害を与えた場合を除いて、医務的応急手当を行います。
- ③9条2項に該当する場合で、当クラブが行った応急手当では治癒の見込がない場合には、直ちに医療機関において治療を受けられるよう手配するものとします。